

令和8年4月8日

中部運輸局長 殿

名古屋市熱田区尾頭町2番22号
NTP名古屋トヨペット株式会社
代表取締役 小林 剛

輸送の安全の確保に関する命令に対する改善措置報告書

令和8年3月9日付け中運安労第48号による輸送の安全確保に関する命令を受けた事項につき、下記のとおり改善措置を講じましたので、ご報告申し上げます。

尚、本件命令を真摯に受け止め再発防止に全社一丸となり取り組んでまいります。

記

1. 命令事項

- ①船舶所有者は、船舶職員及び小型船舶操縦者法第18条に基づき、乗組み基準に従った海技免状を受有する海技士を乗り組ませること。
- ②経営の責任者は、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全確保のため、関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則の徹底について、主体的に関与し、会社全体の安全マネジメント態勢を適切に運営すること。
- ③安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
- ④運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にすること。また、船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。
- ⑤運航管理者は、安全管理規程第22条に基づき、配乗計画を作成する際において、法定職員を適正に確保すること。
- ⑥運航管理者及び船長は、安全管理規程第28条及び運航基準第4条の3に基づき、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断並びに運航中止の措置及び協議の記録等について確実に記録すること。
- ⑦安全統括管理者等は、安全管理規程第39条に基づき、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築し、アルコール検査等の実施時に、その結果を確実に記録すること。
- ⑧安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第51条に基づき、乗組員等に対して、安全管理規程その他関係法令などについての安全教育を定期的を実施すること。

⑨安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第53条に基づき、年1回以上、全社的で実践的な事故処理に関する訓練を実施すること。

2. 主な違反内容

- (1) 海技免状の有効期限が満了していたにもかかわらず運航の業務を行っていた。
- (2) 経営の責任者が関係法令及び安全管理規程の遵守に主体的に関与していなかった。
- (3) 安全統括管理者が関係法令遵守と安全最優先の原則を社内へ周知していなかった。
- (4) 運航管理者が確実な職務遂行を行っていなかった。
- (5) 運航管理者は、配乗計画を作成する際に法定職員を適切に確保していなかった。
- (6) 運航管理者及び船長が運航管理に関する記録を確実に記録していなかった。
- (7) 安全統括管理者が適切なアルコール検査体制を構築しておらず、検査の記録を確実に記録していなかった。
- (8) 安全統括管理者及び運航管理者は、乗組員に対し安全教育を定期的実施していなかった。
- (9) 安全統括管理者及び運航管理者は、年1回以上行う全社的な訓練を実施していなかった。

3. 改善策

命令事項①～⑤の海技免状の有効期限を満了していたにもかかわらず運航の業務を行っていたことを再発防止の最重要事案と考え次の改善をおこないます。

(1) 経営の責任者

本件事案の原因は輸送の安全確保のための関係法令及び安全管理規程遵守と安全最優先の原則に自ら主体的に関与せず現場任せだったことを深く反省し、全役員、マリン事業担当役員・本部各部署合わせて重要事案として捉え、安全最優先・法律遵守を第一に安全改善策を講じていく旨を強く指導しました。

今後は、定期的な現場視察（毎年10月頃）、安全統括管理者及び運航管理者や安全管理要員とメールやチャットを活用したコミュニケーションを密に行い関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の運航に主体的に関与するとともに、安全マネジメント態勢を適切に運営します。

(2) 安全統括管理者

関係法令及び安全管理規程遵守と安全最優先の原則の再認識を社内徹底するため定期的な社内教育を実施します。また、運航管理体制の強化を図るために運航管理者を複数名従事させていきます。

経営の責任者に対しても積極的な意見や助言を行い輸送の安全確保を図ります。

(3) 運航管理者

海技免状と小型船舶操縦免許証の有効期限を把握するために配乗計画に有効期限満了日を記載して毎月1回は確認し安全統括管理者へ報告します。

定期的に配乗計画を安全統括管理者と協議します。

船長に対して海技免状や小型船舶操縦免許証の自己管理を徹底させ、有効期限の経過や不携帯とならないようにします。

⑥安全管理規程第28条及び運航基準第4条の3に基づく可否判断の記録について
運航管理者と船長は発航前に運航の可否判断手順図に従い可否判断を協議して協議の内容を安全統括管理者に報告するとともに協議の内容を必ず記録し確実に保存します。

⑦安全管理規程第39条のアルコール検査実施記録の記録簿保存について
運航管理者をアルコール検査の責任者として従事させ、アルコール検査を実施した旨を安全統括管理者に報告するとともに、実施内容を必ず記録し確実に保存します。

⑧安全管理規程第51条に基づく安全教育を定期的実施していなかった件について
経営の責任者は年に1回安全マネジメントレビューを行って安全教育の実施時期と内容及び実施回数を安全統括管理者と協議し必ず安全教育（毎年3月頃）を実施します。
安全統括管理者と運航管理者は安全教育の詳細な実施内容を定め、乗組員等に対し安全教育を実施します。（4月以降に実施計画予定）
運航管理者は安全教育の責任者として安全教育の実施記録簿を作成し必ず保存します。

⑨安全管理規程第53条に基づく実践的な事故処理に関する訓練を実施していなかった件について
経営の責任者は安全マネジメントレビュー開催時に安全統括管理者、運航管理者、船長の意見を聴いて実践的な訓練の内容を決めて年に1回以上行います。
安全統括管理者及び運航管理者と船長は訓練の詳細を定めて、訓練（毎年10月頃）を実施して訓練の実施内容、船長の評価を記録し必ず保存します。

当社は、本件を真摯に受け止め、再発防止策に確実に取り組むことで、全社一丸となって信頼の回復、さらなる安全運航の確保に努めてまいります。